

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年2月7日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について
 - (4) 議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について
-
- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - (2) 報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について
 - (3) 報告第3号 県営土地改良事業計画の概要等に係る参加申し出について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君

○欠席委員（1名）

19番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午前10時00分開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）

みなさんおはようございます。今日出席の委員さん全員おみえになっておりますので、農業委員会の総会を始めさせていただきます。まず始めに野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）

みなさんおはようございます。大変寒い中関市農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。北京のオリンピック、冬季オリンピックが始まりまして第一号モーグルで銅を獲得して、それから小林陵侑のジャンプで金ということで大変日本で盛り上がっております。特に堀島さんのモーグルにつきましては岐阜県の池田町出身ですか、大変岐阜県民にとっても誇りなことではないかと思っております。

若い人の犯罪も多い中で、本当に素晴らしい人たちもみえることで心強いと思えました。

昨年ですね、10月の総会の折にですね、ぶうめらんという冊子をお渡しをさせていただきました。山下副市長さんからの提案でいただいたわけなんです、その中で用水の紹介をされておりました。それを皆さんに見ていただきたいということで、配布をされたのですが、私もすぐによろ目を通さずにおりました。そしてあらためて見させていただくと、関市にはいろいろな用水がありますけれど、土地改良区における用水が6か所あるということでした。特に曾代用水については天皇陛下が来られた時に見られたということで私も非常に関心があったのですけれども、陛下のいかれたところはどこかなと思ひまして、たまたま玉田委員さんにご案内をしていただきました。そういったことで、この用水に興味を持ちまして、この用水でまた一つ、皆様方よくご承知だと思いますけれど、木曾川右岸用水というのが田原まできておるということで、とてもびっくりしました。この用水に関しては認識を新たにしたいというそんな思いでございます。あと大きな用水ということになりますと、いつも干ばつのニュースの中にありますように牧尾ダム愛知県の水がめと言われております。長野県のダムから愛知県、関東にも流れている用水。こういうことにもちょっと関心に向けたような次第でございます。特にダムに関してはあそこから取水されているのかなと思ひましたら、その下流の兼山ダム、そこからの取水ということでいろいろと今回勉強させていただきました。こういったことで、また何かの機会に皆様方に関市の用水についてご案内ができればまたそこで情報交換をさせていただければよろしいかなと思っております。そして以前ちょっとご意見があったのですが、こうして毎月総会にご出席していただいて、それで総会が終わって解散ということになるんですけど、せっかくこれだけ集まっていたいた時ですので、何か情報交換ができればというようなご意見もありました。これから先皆さんの時間の許す中で情報交換ができればなと思っておりますので、またそういった課題に対してご意見をいただければ情報交換の材料にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではまた今回はご審議を賜りますのでよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

ありがとうございました。続きまして、産業経済部長の武藤がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（武藤好人君）

皆さんおはようございます。いつも大変お世話になりありがとうございます。私の方はコロナのことでお話しさせていただきたいと思ひます。皆さんもご承知のことばかりかと思ひますけれども、岐阜県の新規の感染者がですね、それが2月1日で1049人ついに1000人を超えた。そのあと2日の882人、3日が923人、4日が941人、5日が937人、昨日が725人と、こんな状況で非常に多い人数で推移しているのが現状でございます。この岐阜県の知事とその関係の団体と、それから県下の首長ですね、これがオンラインで会議をするのがあるんですけど、一番直近なのが1月の一番最後の土曜日でしたのでその時に県知事が心配して言っていたことがですね、これはその時の資料なんですけれども、例えば第6波の始まりの1月13日あたりくらいの話だと今回の第6波オミクロン株ですね、この分について若者特に30代40代未満の方が多いのというところからその話が先行していたように思ひます。これは1月の終わりの会議のときの資料でございますので、1月13日の時ですと、60代以上の方が5%くらいしか全体に占めていなかったんですけども、この1月28日の資料だともう20%。60歳以上の方が60%以上、ただし、全体の割合から言うと40歳未満の方が非常に多いというのが事実です。

県の方が特に注意を呼び掛けているのは、5波の時と比べると感染者数も倍くらいですので、実人数ですね、60歳以上の方の実人数。例えばここに今20%だよと言ったとしても、この時の資料が新規感染者が886人でして、20%ですので、170人の方が60歳以上の方が感染されてみえるということ。率は少ないんですけど、全体の新規感染者は1000人近いものですからその中の15~20%の方が60歳以上の方と言われておりますので、実際の数というのは、非常に多い。多くの方が感染をされておる。このような状況であるということと、それと1月の最後の土曜日の時でさえ県下の自宅療養者は記憶で話をしますが、450人くらいだったと思います。中濃でも100何人というように聞いておまして、それからあと1000人近い感染者の方がずっとおられますので、今相当の方が自宅療養されてらっしゃるかなと。今蔓防が2月13日の日曜日まででございますので、その時のラインだと今週中までの岐阜県下の新規の感染者だとか病床数ですね、医療のひっ迫が一番問題になりますので、そういったところを考えたうえで国の方に蔓防の延長ですね、そういったものをどうするかということをお判断するということをお言ってみましたので、今週の終わりくらいにまたそういった岐阜県コロナ対策会そういう会議がですね、そこで全体の方針が決まる会議なんですけど、私らは市長が出ますので傍聴しているんですけど、そこで今どういうふうな状況になっているかというのが説明がありますが、いずれにしても皆さんご承知の通り大変厳しい状況になっているというのが想像できる話だと思います。それと、2月2日のテレビでもやったと聞いているんですけど、報道されたものなんですけど、理化学研究所というところがスーパーコンピューターを使って新型コロナウイルス、オミクロンの感染リスクがどんなふうだということの実験をしたということのデータでございます。それによりますと、マスクをつけない感染者と1mの距離で15分間話した場合感染する確率は約60%ということなんです。前のデルタはそこまで感染力が強くなかったものですからそこまではないと思いますけれど、今のオミクロンはすごく感染力が強いですので1mの距離で15分話ただけで、60%。一方ですねマスクをつけていれば1m以上離れることで感染率はほぼ0%という研究データが出ております。これはシュミレーションをしているので実際どうかというのがあるかもしれませんが、隣同士で話すような場面もマスクをしていても安心せず距離をとって短くするなどの対策を忘れないようにということでございます。そういう意味でオミクロンであったとしてもマスクをしっかりと手洗いですね、そういったものをしっかりとしていればそんなに怖いものというか感染力は強いけれども防ぐことができるということでございますので、日常生活の中でこういったことを注意していただきたいと思っております。それと最後、3回目の予防接種ですね、新聞でも報道されていますように始まっております。個別接種が市内の医療機関で最大で36医療機関、こちらの方で1月24日から始めております。この時のワクチンはファイザー製ですね。それと集団接種、これは総合体育館、アテナ工業アリーナですね。こちらの方でも2月5日から始まっております。こちらのワクチンはモデルナ製ということになっております。土曜日も昨日もだったと思うんですけど、一般の医療機関のほうですね、そちらの予約は今いっぱいストップになっていると思っております。あんしんメールで来ておりましたので、ちょっと今日の状況は承知していませんけれども、やはり感染防止対策のためにもやはり3回目接種、希望される方については3回目の接種ですね、接種券が届いた方は早めに予約をされて、自己防衛をしていただくことが大切かなと思っておりますので、接種券が届いた方で、予防接種を希望される方は早めにぜひやっていただきたいと思っております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい。本日の欠席委員の報告でございます。19番田下委員が欠席ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開会します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席をしていただいておりますので、総会は成立しております。次に、議事録署名委員の指名を行います。3番 山田彰委員さん、4番 井上委員さんのお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は、1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、野田集会所の北330mほどに位置する農振農用地区域外の畑2筆 1,656㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地の取得により、耕作の効率が期待できるため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、遠方に住んでおり、管理ができないため、申請地を譲り渡すというものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、志津野耕作促進技術研修センターの北600mほどに位置する農振農用地区域内の田1,722㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地に無農薬野菜を栽培し、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢で耕作ができないため、申請地を譲り渡すというものです。

3番の案件 議案は1ページから2ページ、位置図は、3ページになります。申請地は、小瀬グラウンドの東260mに位置する農振農用地区域内の畑2筆 806㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢であることや多忙であり、農地の維持管理ができないため、譲り渡すというものです。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、明ヶ島地区農業集落排水処理場の西120mほどに位置する農振農用地区域内の畑2筆 350.59㎡、農振農用地区域外の登記地目宅地 現況地目 田 191.13㎡、田 2筆 784.85㎡。合計 5筆 1,326.57㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、所有農地が隣接に有り、効率がいいことから、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、遠方で農地の管理ができないため、隣接に農地がある譲受人に、渡すというものです。

5番の案件 議案は3ページ、位置図は、5ページになります。申請地は、高賀自然公園の南100mほどに位置する農振農用地区域内の田1,084㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。貸借期間は10年です。使用借人は、事業のように供する米を栽培したく、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、多忙により、農地管理ができないため、貸すというものです。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、高賀自然公園の南40mほどに位置する農振農用地区域内の田602㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。貸借期間は10年です。用借人は、事業のように供する米を栽培したく、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、多忙により、農地管理ができないため、貸すというものです。全ての申請地について、1月13日に現地確認をしたところ、農地又は農業施設用地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明をいただく前にこの第1号議案の譲受人の方の農業経営状況についてご意見がありましたらお伺いをしたいと思います。臼田委員さん、山田彰委員さん、足立委員さん長尾委員さん、ご意見がございましたらお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

（挙手無し）

それではございませんようですので、私の方の担当する5番6番につきましても特別申し上げることはございません。はい、それでは議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第1号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより採決します。議案第1号の6件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第1号の6件につきまして

は許可することといたします。次ですが、同じく議案第1号で手元のところに令和3年12月7日総会継続審議案件というファイルがおかれておりますが、これをご審議いただきたいと思しますので、みなさんよろしいでしょうか。

それでは令和3年12月7日の総会に継続審議案件となっております農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

今会長がお話しいただいた通りですね、令和3年12月7日の総会におきまして、継続審議案件となっております。ここにつきましては事務局と、農業委員の臼田さん現場見られて、とても耕作できる状況ではないよということで保留の方させていただいております。それで申請人の方に総会で話があったということで事情を確認をしたところ、現場の方は耕起して実際野菜ができるように畑を耕すということ、営農計画書をもう一回出させたということでございます。その資料がこの1枚ですが、令和4年2月4日に事務局の職員がそういった耕したということの連絡がありましたので、現場を見に行ったら前の月とは全然違った形で実際畑として管理ができるのではないかとことを確認しております。以上でございます。

○議長（野村茂君）

担当の委員さん、臼田さんですか、何かご意見ありましたら、よろしいですか。

○2番（臼田正嗣君）

今日初めて知っただけでして、何とも言えません。

○議長（野村茂君）

そうですか。はいそれではただ今の議案につきまして、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、令和3年12月7日総会の継続審議案件でありました、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。この案件につきまして、許可することに意義の無い方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。令和3年12月7日総会の継続審議案件となっております農地法第3条の規定による許可申請については2件許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、富岡小学校の西380mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 雑種地 換地後の面積 40㎡、登記地目 田 現況地目 雑種地 換地後の面積269㎡、2筆 合計 309㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。譲受人は、現在借家住まいであるため、申請地に自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に答えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、既に雑種地となっております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、富岡公民センターの南360mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 宅地 2筆 換地後の面積 331㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、隣接地と一体利用し、自己住宅を建築するために、土地を借りるというもの。使用貸人は、高齢で農地の管理ができないため、使用借人である孫の要望に答えるというものです。1月13日に現地確

認をしたところ、既に宅地となっております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、富岡小学校の西200mほどに位置する畑 換地後の面積 30㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、自宅への進入路が狭いため、申請地を買い受け、通路を拡幅したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 議案は5ページ、位置図は、10ページになります。申請地は、熊野段公民館の南どなりに位置する2筆 449㎡の内256㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、アパートに住んでいるが、家族が増え、手狭になってきたことから自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は、高齢で農地の管理ができないため、使用借人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、熊之段公民館の南120mほどに位置する田 231㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。譲受人は、自家用車が増え、駐車場が不足するため、駐車場敷地として、利用したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

6番の案件 議案は6ページから7ページ、位置図は、12ページになります。申請地は、下倉知公民館の西340mほどに位置する田 4筆 4,060㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。転用の期間は1年6ヶ月です。賃借人は、砂利採取業を営んでおり、砂利を採取し、製品化をして販売したいというものです。賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。1月13日、現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

7番の案件 議案は7ページ、位置図は、13ページになります。申請地は、下有知小学校の南東350mほどに位置する畑 496㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭及び駐車場です。譲受人は、隣地に住宅があり、申請地を庭及び駐車場として利用したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。1月13日、現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページです。申請地は、小瀬南公民センターの西240mほどに位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 317㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に住んでおり、手狭となってきたため、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、昭和40年には、宅地されており、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、広見下水処理場の東320mほどに位置する田 2筆 469㎡ 登記地目 雑種地 現況地目 田 63㎡、合計 3筆 532㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、妻の実家に住んでおり、家族が増えたため、新たに自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたくも考えます。

10番の案件 議案は8ページ、位置図は、16ページになります。申請地は、飛瀬集会所の西2

60mほどに、位置する 畑 3筆 2, 350㎡の内498.96㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、揚水ポンプ施設です。使用借人は、清涼飲料水を製造しているが、夏場に水不足になることがあることから、水源を確保するために揚水ポンプ施設をつくりたいというものです。使用貸人は使用借人の要望に応えるものです。1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、飛瀬集会所の西260mほどに位置する 畑 2筆 1, 130㎡の内 138.83㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、水源用さく井工事の一時転用です。一時転用期間は、1年となっております。使用借人は、工場と新たに設置する揚水ポンプ施設から工場へ水を送るための送水管を布設したいというものです。使用貸人は使用借人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であり、農地の一時転用であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

尚、10番と11番については、以前の総会で駐車場、さくい工事として転用許可申請が出され県に許可相当として、進達した案件でございますが、駐車場造成をやめ、新たに許可申請されたものがございます。

12番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、博愛小学校の西60mほどに位置する 田 447㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、妻の実家で生活しているが、父の土地を借り、自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は、子である使用借人の要望に応えるというものです。1月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借件設定に関するもの5件、賃貸借権設定に関するもの1件、合計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。それでは議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それでは、議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより採決します。議案第2号の12件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第2号の12件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。次に議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、9ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が3筆2,506㎡。賃貸借権設定に関するものについて、更新が1筆1,442㎡。地区は、肥田瀬、下有知、小瀬地区の3地区です。権利の設定を受ける者は、大澤 靖史 他 でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上審議の方よろしくをお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、議案第3号について、議案の通り承認することに異議の無い方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について。

国税徴収法第95条第1項第7号に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。議案は10ページになります。1番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、東海環状自動車道 関広見インターの東500mほどに位置する 田 1, 190㎡。申請人は、公売物件である申請地を買い受け、農業の経営拡大をしたいというものです。令和4年3月7日から3月16日までの間に行われる公売に参加したいため、農地法第3条の適格証明書の交付を求めます。申請地は、1月13日に現地確認をしたところ、田であることを確認しています。申請者は、最低経営面積以上の農地を所有しており、水稻の細目書から、米や野菜の栽培をしていることが確認でき、資金面でも問題がないため、買受適格者に該当する者であると判断します。以上、買受適格証明願に対する意見につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

ございませんようですので、議案第4号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、議案第4号について、採決します。議案第4号について、原案の通り、承認することに異議の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第4号については原案の通り岐阜県知事に進達することとします。次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は11ページになります。

1番の案件 届出地は、上之保区の登記簿地目 雑種地 現況地目 田 191.18㎡。田 784㎡ 合計 2筆 975.13㎡。賃借人は、長尾 金義 です。合意解約成立日は、令和4年1月7日です。よろしくをお願いいたします。

○議長(野村茂君)

ただ今の事務局の説明の通りです。次に、報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

報告第2号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について。荒廃につきましては今年の8月、9月という大変暑い時期に担当地域の農地調査に農業委員さんに回っていただいております。その中で現況、耕作ができる状況ではなく、樹木が生えているような土地や、職員が現況確認をした結果、植林されている土地ではなく、周辺に農地もなく、生産性の低い山際の農地については、非農地として、登記を農地から山林に替えるために手続きが行えるよう事務処理をします。今回、につきましてはここに載っております筆について非農地判断ということで農地台帳から落とすという作

業をさせていただいております。これに伴いまして所有者、法務局、市役所税務課へこの土地に関しては農地ではないことを通知をさせていただいております。今回通知をする土地につきましては、13筆 5,884㎡。地区につきましては、小迫間、神野、中之保地区の土地でございます。また、他の地域についても、たくさんこのような土地がありまして、担当の方が順に事務処理を進めさせていただいておりますので、また来月以降の総会で順次こういった処理の方させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野村茂君）

報告2号につきましては事務局の報告の通りです。次に、報告第3号 県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業 関北東部地区）計画の概要等に係る参加申し出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい、3つ目の報告でございます。県営の土地改良事業 関北東部地区の計画がありましてそれに対する参加申し出についての報告でございます。今日お配りした、別紙になっておりますが、関の北東部、武儀ですね、武儀の方の多々羅地区でこういった県営事業の計画を進めております。その中で今回の申し出云々という話につきましては、所有者と耕作者が別々の人の場合はそういった方からの参加の申し出がないとこういった事業が進められないので、市の農業土木のほうの係がやっておるのですが、そういったことを農業委員会の方に書類として出ております。個々の地域につきましては、所有者イコール耕作者ということで、そういった人を見当たらないということで当然こちらの方にもそういった申し出がなかったということでございます。それに伴いましてこの武儀の地域につきましては県営の土地改良事業が進んでいくというふうになっておりますのでご報告の方させていただきます。以上でございます。

○議長（野村茂君）

報告第3号につきましてはただ今事務局からの報告の通りです。

はい、ありがとうございます。本日ご審議いただく案件につきましてはすべて終了いたしました。ありがとうございます。そしてあらかじめ申し出がありましたのですが玉田委員さんにつきましてはあと別の会議があるということで、退席をされたのでよろしくお願いいたします。

午前10時45分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

3番

_____ (印)

4番

_____ (印)